

大項目	災害・危機管理
中項目	災害対応
水道は経済や市民生活を支える基礎的インフラであり、ひとたび大規模な断水が発生すれば、社会に対し甚大な影響を及ぼす。このため、水道事業者等は災害発生時において、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に継続するとともに、水道のサービスレベルを一定以上に保つことが求められる。厚生労働省では、水道事業者等の災害対応を支援すべく、各種の危機管理対策マニュアル策定指針を定めている。 1. 危機管理マニュアル策定指針（以下の各指針の共通編） 2. 地震対策マニュアル策定指針 3. 風水害対策マニュアル策定指針 4. 水質汚染事故対策マニュアル策定指針 5. 施設事故・停電対策マニュアル策定指針 6. 管路事故・給水装置凍結事故対策マニュアル策定指針 7. テロ対策マニュアル策定指針 8. 渇水対策マニュアル策定指針 9. 災害時相互応援協定策定マニュアル 10. 新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針 11. 水道分野における情報セキュリティガイドライン これらの指針は、事前対策（①応急体制組織と業務の整備、②応急対策資料の準備、③関係機関との連携、④教育・訓練等、⑤水道施設の防災化）と、事後対策（①初動体制の確立、②応急体制の確立・応急給水・応急復旧）によって構成されており、各水道事業者等に対し、規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成し、災害に備えた対策を講じることを推奨している。 なお、以下に、各水道事業者等が実施している災害対策の具体的事例を例示する。 ✓ 災害時においても最低限の社会経済活動を維持できる水量（1人1日100～250L×600万人）を供給可能とする施設整備【大阪広域水道企業団】 ✓ 首都直下地震対処8都市水道合同防災訓練【東京都水道局・仙台市水道局・大阪市水道局・岡山市水道局・広島市水道局・堺市上下水道局・茨城県企業局・沼津市水道部】 ✓ 取水施設・浄水場など8カ所、ポンプ場12カ所、庁舎9カ所に非常用発電設備を整備するとともに、民間事業者と災害時等に備えた燃料油の備蓄及び供給に関する協定を締結【横浜市水道局】 ✓ 図面等が災害時に迅速に取り出せるようシステム化するとともに、事務所の損壊、焼失等も考慮し、製本図面等を分散保管・管理している【千葉県企業局】	

引用	1. 厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html 2. 大阪広域水道企業団「将来構想（WATER WAY 2030）」 http://www.wsa-osaka.jp/joho/plan/24e04ef459b9795f7ab7c52082ffc0331b12ba15.pdf 3. 東京都水道局「東京水道危機対応力強化計画 2020」 https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/files/items/27984/File/kunren_2020_10.pdf 4. 横浜市水道局「非常用発電設備の整備」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/torikumi/saigai/sinsaitaisaku.files/0052_20190612.pdf 5. 千葉県水道局「水道局水道事業震災対策基本計画」 https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/keikaku/saitai/documents/3003sinsaitaisakukihonkeikaku.pdf
----	---